

シベリア抑留『密約説』の虚構

平成五年十一月二十六日

瀬 島 龍 三 三 三 期

第二次世界大戦後 (日本の降伏

後)、約六十万人日本軍人、軍属、民間人がソ連領シベリアなどに連行され、強制労働に従事させられたことは近世人類史上にないソ連の暴挙であり、人道上、国際法上、許し得ないことであった。このシベリア抑留をめぐって、強制労働につながる労務提供、あるいは役務賠償の密約が関東軍とソ連極東軍の間で交わされたのではないか、という「密約説」「密約推定説」が、一部で伝えられ、独り歩きしているが、いづれも全く根拠のない虚構であり、虚説である。特に、ためにする憶測、うわさは歴史に対する冒瀆でもある。ソ連の暴挙によってあのシベリアの凍土に果てていった約六万人の戦友のためにも、私が知り得る範囲で史実を明確にしておきたい。

昭和二十年(一九四五年)八月十九日、ソ連領ジャリコーボで関東軍とソ連極東軍の代表による停戦交渉が行われた。関東軍側は秦彦三郎・総参謀長(中将)と作戦主任(中佐)の私(瀬島)と宮川船夫・在ハルビン日本総領事の三人、ソ連側は極東軍総司令官のワシレフスキー元帥、第一極東方面軍司令官のメレツコフ元帥、同方面軍司令部軍事会議委員のシュチュコフ大将らが出た。

この席上、関東軍側からは、①即時戦闘行動の停止②傷病者(軍人、民間人)の早期本国帰還③軍人の本国帰還④軍人の名誉保守⑤給養(軍人、民間人)——を要求した。ソ連側は①給養(米三百グラム、黒パン三百グラム)②軍人の名誉保持のための肩章、帯刀——などを認め(いづれも実行されなかったが)、全戦線における降伏、武

装解除等を具体的に指示した。北支、張家口方面など関東軍の所轄以外についても要求があった。交渉といえるものではなく、勝者の敗者に対する一方的な命令、指令であった。

また、本国帰還については、秦総参謀長が在満居留民の惨状なども含めて縷々説明されたが、ソ連側通訳が十分に伝えようとしなかった。途中で、秦総参謀長とワシレフスキー元帥の合意により、宮川総領事が通訳の任に選ばれた。ワシレフスキー元帥の返事は、本国帰還の件は自分の権限外でもあり、本国政府(モスクワ)に伝達する、ということであった。

このジャリコーボの会談の席で、シベリア抑留、あるいは抑留につながる労務提供の密約が交わされたなどという事実は絶対になかった。あり得るはずもなかった。ソ連側から密約の話を持ち出し、日本側がそれをのまされたという事実も絶対はない。ワシレフスキー元帥には、そんな権限は与えられていなかったであろうし、秦総参謀長にもそんな権限は全くない。

最近、明らかにになったロシア側資料もこのことをはっきり示している。

一九四五年八月十六日付モスクワからワシレフスキー宛て電文には「日満軍捕虜のソ連領への移送は行わない」とある。八月十九日のジャリコーボの会談の様相を伝えるロシア側の電文、戦闘詳報なども見つかっているが、いづれにも、密約などについての文言はないし、あるはずもない。

当時、日本側では政府、関東軍、国民一般も含め、わが国が連合軍に対して受託した次のポツダム宣言第九条により、軍人、民間人の本国帰還は当然実現するものと考えられていた。

第九条は、「日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機

会ヲ得シメラルベシ」

ポツダム宣言には、ソ連も賛同していた。また、関東軍総司令官（故山田乙三大将）は当時、天皇に直属する作戦軍司令官であった。与えられていたその任務は①ソ連が対日参戦する八月九日までは汁州の防衛②八月九日以降はソ連軍の撃破③その後、朝鮮の保衛——などいづれも軍事作戦に関するものであり、秦参謀長はその山田総司令官の代理としてジャリコーボに派遣された。もし仮に、停戦後の軍人、民間人のシベリア連行、労務提供の密約を交わしていたとすれば、全くの権限逸脱であり、秦総参謀長がそのようなことをされるわけがない。さらに、仮定の話として、密約があり得るとするならば、それは日本政府により政治的にのみ処理されるべきものなのである。

もう一つ、「密約説」側が持ち出す資料に、終戦前の昭和二十年七月、近衛文麿氏の側近、酒井鎬次中将が書いたとされる「和平交渉の要綱がある。当時、日本政府の上層部において、ソ連の中立維持とソ連仲介による和平のための工作が試みられ、中でも、昭和天夏の親書を携えた近衛公をモスクワへ派遣するという、いわゆる「近衛特使派遣問題」はごく限られた最高指導部内で極秘に検討されていた。その近衛公の求めに応じて、酒井中将が短期間で作成したのが「和平交渉の要綱」といわれる。

この要綱には、「賠償として、一部の労力を提供することには同意す」という文言がある。

しかし、この国家の最高機密である「近衛特使派遣問題」そのものが関東軍上層部には全く知らされていなかった。いわんや、「要綱」の中身を秦総参謀長や私どもが知っているはずがない。また、近衛特使派遣も実現に至らず、ソ連側も「要綱」の中身までは知

り得なかったはずである。

従って、「要綱」を論拠にした「密約説」も全くの虚構である。

この夏、ロシアで見つかった一九四五年八月二十九日付関東軍総司令部からワシレフスキー元帥宛て報告書が「密約説」の疑惑を裏付けたかのような報道があった。報告書の中の「極力貴軍の経営に協力する如く御使ひ願ひ度い……」の文言から、そう憶断したものと思われる。この文書は八月二十九日、新京（長春）で山田総司令官とワシレフスキー元帥の会談が行われ、その際の報告書として関東軍側が用意したものである。

当時の満州は、優攻してきたソ連軍の暴行・略奪などによって、一般邦人は極めて憂慮すべき惨状にあった。しかし、関東軍の大部分は彼我停戦交渉の線に沿って、すでに武装解除され、我方としては全くなず術がなかった。

しかも、冬の到来が nearby に迫り、軍人、民間人とも医療、燃料などの不足が懸念された。このため、ソ連軍の人的配慮により、第一に軍民の傷病者、第二に一般居留民、第三に軍人の早期本国帰還を要望し、婦国までの間、交通、通信網の修復、食糧確保などのための軍人の労務協力を申し出たものである。シベリア連行、強制労働とは全く無関係である。シベリア抑留の原点は、一九四五年八月二十三日の国防委員会決定に基づくスターリンの次のようなワシレフスキー元帥に対する秘密指令にある。「極東、シベリアの環境下での労働に適した日本人捕虜五十万人を選別する」

スターリンはこの秘密指令の中で、千人ずつの建設大隊を編成し、その行く先として、ハバロフスク、チタ、イルクーツクなど十か所を指示している。そして、この背景には、スターリンが望んだ北海道から北半分の占領をトルーマ

ン米大統領から断られたという事情があつたことは明らかである。それは八月
中、下旬の米ソ秘密外交書簡から、うかがい知れる。以上でもなお、「密約説」
「密約推定説」を唱える人逢は、明確な根拠を示してほしい。

〔産経新聞「5月1日朝刊掲載から」〕